

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
4月1日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
国土調査の成果の認証（政策企画課）……………
- 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 岩国南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 平生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 雑報
環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価方法書の縦覧……………
- 環境影響評価法の規定に基づく方法書説明会の開催……………

山口県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
--------	--------------	--------------	-------

下松市潮音町一丁目七三三の四、七三三の七及び七三三の四地先

四・〇

三七・五
令和四、三、九



(四六) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十四年五月七日から平成三十一年二月十二日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊田町大字大河内の一部
〃	平成二十六年四月一日から令和二年十二月九日まで	〃〃	彦島迫町一丁目の一部

二 認証年月日

令和四年四月一日

(四七) 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

- 岩国都市計画道路三・四・八昭和町藤生線
- 岩国都市計画道路三・四・九南岩国駅東通り線

岩国都市計画道路三・四・十尾津中通り線

岩国都市計画道路三・五・二十二昭和町川口線

岩国都市計画道路三・五・二十六今津川線

岩国都市計画道路三・五・二十九藤生停車場線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四八) 岩国南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画公園二・二・八大田東街区公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四九) 平生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

平生町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による平生都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

平生都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価方法書の縦覧

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項の規定により、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画決定権者の名称

山口県

北九州市

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 (仮称)下関北九州道路

種類 道路の新設

規模 延長約八キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

下関市及び北九州市

四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

下関市及び北九州市

五 方法書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間

場所 山口県土木建築部都市計画課及び下関土木建築事務所、北九州市建築都市局計画部都市交通政策課及び北九州市小倉北区役所総務企画課、福岡県

県土整備部道路建設課、下関市環境部環境政策課及び下関市都市整備部都市計画課並びに国土交通省中国地方整備局道路計画課及び国土交通省九州

地方整備局道路計画第一課

期間 令和四年四月一日から同年五月九日まで

時間 午前九時三十分から午後五時まで

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境影響評価法第四十

条第二項の規定により読み替えて適用される同法第八条第一項の意見書の提出をする

六

ことができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 意見書の提出は、令和四年五月二十三日(月曜日)まで(郵送の場合は、五月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。)に山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口県土木建築部都市計画課又は北九州市小倉北区内一番一号(郵便番号八〇三三八五〇一)北九州市建築都市局計画部都市交通政策課にすること。

(二) 意見書には次に掲げる事項を記載すること。

1 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 意見書の提出の対象である方法書の名称

3 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(三) 意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

環境影響評価法の規定に基づく方法書説明会の開催

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第七条の二第二項の規定により、次のとおり方法書説明会を開催します。

令和四年四月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画決定権者の名称

山口県

北九州市

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 (仮称)下関北九州道路

種類 道路の新設

規模 延長約八キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

下関市及び北九州市

四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

下関市及び北九州市

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

日	時	場 所
令和四、四、十三	午後二時	下関市立勝山公民館講堂
〃	午後七時	〃
〃	午後二時	北九州芸術劇場大ホール
〃	午後七時	〃

令和四年四月一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁